

身体障害者福祉専門分科会および審査部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市社会福祉審議会運営要綱第12条第3項の規定に基づき、身体障害者福祉専門分科会および身体障害者福祉専門分科会審査部会(以下「審査部会」という。)の運営に関する細部の事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身体障害者福祉専門分科会の会議)

第2条 身体障害者福祉専門分科会の会議は、会議の議事が臨時委員の任命に係る特別の事項に関するものでないときは、当該臨時委員を除く委員および臨時委員の半数以上が出席することにより開催するものとする。

(審査部会長等)

第3条 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員および臨時委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、審査部会の事務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、審査部会に属する委員および臨時委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審査部会の会議を招集しなければならない。

3 部会長は、審査部会の会議の議長となる。

4 審査部会の会議は、審査部会に属する委員および臨時委員のすべての者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

5 審査部会の議事は、出席した委員および臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 審査部会の議事が臨時委員の任命に係る特別の事項に関するものでないときは、当該臨時委員を除いて前2項の規定を適用することができる。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、身体障害者福祉専門分科会および審査部会の運営に関し必要な事項は、分科会長が身体障害者福祉専門分科会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成17年10月18日から施行する。